

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

日給の支拂は、其組織の進歩に従ひ、

承認、其組織の進歩に従ひ、

簡便點呼の欠点者に對シテハ點呼當日に對シ日給

半額を支給ス

其他の場合に於テハ慰勞又ハ試験の怠ラズ事アルニ

研究の困難ヲ保留

調査の上進ヲ決定ス

理由説明の上ニテ拒絕

日給半額ヲ支給ス

且其状況に對シテ、我當の支給スル事アルニ
トシテホムハ公傷に認めテ、

第十三條

残業に對シテハ志割ノ歩増ヲナス事
但請負ノ者に對シテハ常備日給額ヲ基礎トシテ歩増ヲ

ナス

承認

承認

第十四條

第十五條

第十六條

本社に於ケル申談ハ第三者(不純分子)ノ煽動ニ因リ、業生
ニタルモノニテ、横波ニ場ノ如ク單純ナラザルヲ以テ、今ニ至ルニ解決

セザルヲ遺憾トスサド、今後業生ノ自覺ニ因リ、第三者ト